

2021年8月7日※

# 令和3年度電子帳簿保存法改正 への対応方針

(電子取引に係る改正に係る対応方針)

利弘健公認会計士・税理士事務所

※ 新たな情報が公表される等により随時改訂・更新

# 電子帳簿保存法の改正とは？

- ▶ 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存の際の手續等について、抜本的な見直しがなされました。
- ▶ 具体的な改正内容は以下のとおりです。

- ① 電子帳簿等保存に関する改正
  - ② スキャナ保存に関する改正
  - ③ 電子取引に関する改正
- 電子帳簿保存やスキャナ保存を検討している事業者のみ

**小規模事業者にも影響がある！**

**本「方針」はここにスコープしています**

# 電子取引に関する改正（前頁③） により何が起こるのか？

- ▶ 例えば「メール等で請求書or領収書を受け取った」「インターネットのHPから請求書or領収書をダウンロードした」「電子請求書の授受に関するクラウドサービスを利用して請求書or領収書を受け取った」場合に、対象となる電子データをプリントアウトして保存していれば税務上の保存要件を満たしていましたが、**令和4年1月1日以降授受するこれらの電子データは、電子データのまま保存することが義務付けられます。即ち、電子データをプリントアウトして保存することができなくなります。**
- ▶ 対象となる電子取引の例示
  1. 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
  2. インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等の画面印刷(いわゆるハードコピー)を利用
  3. 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
  4. クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
  5. 特定の取引に係るEDIシステムを利用
  6. ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
  7. 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

電子データの取出し・保存ができる機能を持った複合機であっても、電子データでの保存を行わず、書面による出力を行っていることを通常としている場合には「電子取引」には該当しない。

# 電子取引を保存するための要件

- ▶ 以下の「真実性の要件」のいずれかと、「可視性の要件」の全てを満たす必要があります。

真実性の要件	<p>以下の措置のいずれかを行うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う</li> <li>② 取引情報の授受後、<u>速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）</u>タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく</li> <li>③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う</li> <li>④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う</li> </ol>
可視性の要件	<p>保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと</p> <p>電子計算機処理システムの概要書を備え付けること</p> <p>検索機能※を確保すること</p> <p>※ <u>帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）</u>  <u>保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要</u></p>

検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること <b>»» 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定</b>
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

# 具体的な対応方針①

- ▶ 最も簡単な対応としては、「電子データで授受していた領収書等を「紙」により授受する方法」に戻す方法があります。
- ▶ 上記が難しい場合、前頁の「可視性の要件」と「真実性の要件」に対応する必要があります。当事務所としては、次の方法により当該要件を満たすことを当面、すすめることといたします。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">真実性の要件</p>	<p>以下の措置のいずれかを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う</li> <li>② 取引情報の授受後、<u>速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）</u>タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく</li> <li>③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う</li> <li>④ <u>正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う。</u></li> </ul>	<p>①～③は電子データ保存用の専用システム・ソフト等を前提としているので採用できる事業者は限定的。</p> <p><b>この方法を選択（国税庁より事例が公表されています（別紙付録①②参照））</b></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">可視性の要件</p>	<p>保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと</p> <p>電子計算機処理システムの概要書を備え付けること</p> <p>検索機能※を確保すること</p> <p>※ <u>帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）</u>  <u>保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要</u></p>	<p>通常のPCに保存する場合は問題にならないと考えています。</p> <p><b>検索機能確保する具体的な要件あり（次頁を参照）</b></p>

## 具体的な対応方針②

### ▶ 検索機能を確保するための要件を満たす具体的な方法

#### <方法①>

1. 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例) 2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書

⇒ 「20221031\_(株)国税商事\_110,000」

2. 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

#### <方法②>

1. 請求書データ（PDF）のファイル名に、連番を付す。
2. 索引簿を作成し、請求書等のデータを検索することができるようにする。

索引簿(サンプル)

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	(株)霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
④				
⑤				

国税庁HPより抜粋

# 付録① 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定 例示（法人）

（法人の例）

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

### 第2章 電子取引データの取扱い

（電子取引の範囲）

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四 . . . . .

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

（取引データの保存）

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

（対象となるデータ）

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

（運用体制）

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 〇〇部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 〇〇部△△課 係長 XXXX

（訂正削除の原則禁止）

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

## 付録② 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定 例示（個人）

（個人事業者の例）

### 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

（訂正削除の原則禁止）

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存するとことをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。